

第6回研究会

景観と景観計画図

—住環境を擁護する景観計画としての地区計画図の薦め—

ドイツ連邦共和国バイエルン州建築家協会登録建築家

水島 信

〈要旨〉

大阪などにみられるように、明らかに整然としていない日本の都市と、ドイツのミュンヘンなど都市景観として美しい（住みよい）都市との間に、景観の違いが生まれる理由について述べるならば、ドイツでは、秩序や造形をデザインして都市の中に持ち込むという発想、つまり、住民生活の快適性向上のための良好な住環境を創るという根源的目的のもと、細部にわたり図面化する地区詳細計画（Bebauungsplan）が作られ、その結果として、整然と街区が整備され美しい都市景観を創出されるという仕組みがある。

これに対し、日本では、ドイツと同様に、地区住民全体の合意を要件とする「地区計画」制度があり、その欠点を補充するために「景観法」が制定されているにも関わらず、日本の景観計画は概念的な説明に留まり、単に用途地域を詳しくしたようなものにすぎず、最終的な「まち」のビジョンが一向に明確とならない点や、景観計画においてもディテールの規制ばかりがあり、また「まち」を綺麗にすることに重点は置かれているものの、その欠点をどのように良好な生活空間へとデザインするのかという意図が全くないという問題点がある。

むしろ、実務的に有効な規制力を持つのであれば、景観計画図でも地区計画図でもどちらでも構わず、将来に向けての住環境としての景観の擁護の方針が図面に具体的に表現されることが重要である。そして、具体的な図面作成は、住民合意を形成する話し合いを始めるための契機としての機能を持つと同時に、ドイツの場合、この作成された計画図によって形成された環境が住民にとって良好なものであれば、その後の建築も図面に沿って新たに改築がなされ、将来的にその環境を保護するものとなる。

また行政と住民との関係については、ドイツでは、示された計画図案に対して住民が単に意見を述べるだけにとどまらず、根拠と説得的理由がある意見は計画図に反映して変更され、住民の意向の発展に伴いその変更が繰り返されるというように、良好な住環境創出の在り方を探る柔軟性がある。しかし、日本の場合ではそこが大きく異なり、一度計画案を決定してしまうと変更がなかなか認められにくい法体制であり、良好な住環境の創出の阻害要因となっている。

さらに、地区計画が地区住民全体の合意に至らなかった場合、それを補充するため景観計画を策定することがありうるが、地区計画でできなかったことが景観計画ではできるようになるとは考えにくい。むしろ、もう少し、地区計画段階で地区計画図をデザインするという観点から取り組むべきである。すなわち、行政に求められるのは、住民がいかに快適になれるかとい

う住民が納得できるデザインを完成させていくプロセスである。

また、近年のような高さ制限などを規制緩和するような方向で地区計画を進めるのではなく、もう一度、日本の地区計画制度を見直し、街並みの景観整備の方針と整備のための規制を含めたあり方を示すものとして修正していくべきである。